三次市教育委員会告示第 号

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱を次のように定める。

平成25年 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市児童生徒安全確保緊急メール事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、三次市内の児童生徒の保護者に対し、不審者や災害等の発生情報を、電子メールを利用した一斉配信で速やかに伝達することにより、児童生徒の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 児童生徒 市内の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒
 - (2) 保護者 児童生徒の保護者
 - (3) 管理者 市内の小学校及び中学校の長
 - (4) 緊急メール事業 保護者に対し、速やかに不審者や災害等の発生情報を伝達できる体制を整備するための事業

(事業内容)

- 第3条 緊急メール事業において情報を伝達すべき場合とは、次に掲げる場合と する。
 - (1) 不審者の発生により、児童生徒への被害のおそれがある場合

- (2) 天災(台風,暴風,洪水,大雨,大雪,地震等)による被害のおそれがある場合
- 2 教育委員会は,前項の場合において,管理者への情報提供を行うものとする。
- 3 管理者は、前項の場合において、電子メール文書の作成及び緊急メール事業 の登録者への一斉配信を行うものとする。

(周知)

第4条 管理者は、学校年度当初に、保護者に緊急メール事業へ登録を行うことができる旨を周知するものとする。

(登録等)

- 第5条 保護者は、緊急メール事業に登録することができる。
- 2 前項の場合において、緊急メール事業に登録する保護者は、原則として1世 帯につき1人とする。
- 3 緊急メール事業に登録した保護者は、いつでも退会することができる。 (入退会の管理等)
- 第6条 管理者は、保護者の入退会の管理を行うものとする。
- 2 管理者は、前項の場合において、三次市個人情報保護条例(平成17年条例 第45号)の規程により、その取扱いに留意しなければならない。
- 3 管理者は、前条第3項の規定により退会した保護者の登録を抹消するものと する。
- 4 管理者は、学校年度末に、保護者の登録を抹消するものとする。

(事業の運営)

第7条 教育委員会は、緊急メール事業の運営を行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか,必要な事項は,教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年6月28日から施行する。